第九節　主要なサービス提供者との相互接続

1　一方の締約国は、自国の区域内の主要なサービス提供者が伝送網の技術的及び商業的に実行可能な特定されたいかなる接続点においても他方の締約国の公衆電気通信の伝送網又は公衆電気通信の伝送サービスの提供者に対して相互接続を提供することを確保する。自国の区域内の主要なサービス提供者が提供する相互接続は、次の要件を満たすものとする。

(a)　差別的でない条件（技術上の基準及び仕様を含む。）及び料金に基づき、自己の同種のサービス、提携していない公衆電気通信の伝送網若しくは公衆電気通信の伝送サービスの提供者の同種のサービス又は自己の子会社若しくは提携する会社の同種のサービスに提供する品質よりも不利でない品質によって提供されること。

注釈　この(a)に規定する相互接続の「料金」については、(b)の規定に適合する各締約国の法令に従い、公衆電気通信の伝送網又は公衆電気通信の伝送サービスの提供者の間で商業的又は経済的に交渉されるものであることが了解される。

(b)　サービス提供者がそのサービスの提供のために必要でない伝送網の構成部分又は設備に対して当該サービス提供者が支払をする必要がないように、透明性のある、かつ、経済的実行可能性に照らして合理的な条件（技術上の基準及び仕様を含む。）及び料金（原価に照らして定められるもの）に基づいて適時に提供されること。

注釈　両締約国は、相互接続の提供が適時であるか否かの判断の基準が、一定の要素により影響を受ける相互接続に関する各交渉の複雑さに応じて事案ごとに異なり得ることを了解する。もっとも、相互接続は、正当な理由なく遅滞させてはならない。

(c)　要請がある場合には、必要となる追加的な設備の建設費を反映する料金が支払われること及び相互に合意した条件に従うことを条件として、利用者の多数に提供されている伝送網の終端地点以外の接続点においても提供されること。

2　一方の締約国は、自国の区域内の主要なサービス提供者に対し、公衆電気通信の伝送網又は公衆電気通信の伝送サービスの提供のため、当該主要なサービス提供者の細分化された伝送網の構成部分又は設備との相互接続を他方の締約国の公衆電気通信の伝送網又は公衆電気通信の伝送サービスの提供者に提供することを要求するよう努める。

3　2の規定の実施については、各締約国が自国の区域内において評価する関連市場の市況に応じて決定することができる。

4　1から3までのいかなる規定も、いずれか一方の締約国が自国の区域内の伝送網の安全を保護するために必要な措置をとることを妨げるものではない。ただし、当該措置を、恣意的若しくは不当な差別の手段となるような態様又はサービスの貿易に対する偽装した制限となるような態様で適用しないことを条件とする。

5　主要なサービス提供者の不可欠な設備と円滑に相互接続するための実際的又は実行可能な代替方法がない場合において、物理的に可能なときは、主要なサービス提供者が自己と相互接続する他の公衆電気通信の伝送網又は公衆電気通信の伝送サービスの提供者に対して次のいずれかのことを認めることを確保しなければならない。

(a)　主要なサービス提供者が所有する施設に、相互接続に不可欠な機器であって、当該他のサービス提供者のものを設置すること。

(b)　主要なサービス提供者が所有する施設、とう道、管路又は電柱に、相互接続に不可欠な回線設備であって、当該他のサービス提供者のものを設置すること。

6　主要なサービス提供者が、適切な規制当局の認可を受けるため、接続約款の申請を行うことを確保しなければならない。

7　一方の締約国は、他方の締約国の公衆電気通信の伝送網又は公衆電気通信の伝送サービスの提供者が、次のいずれかに基づき、その設備及び機器を当該一方の締約国の区域内の主要なサービス提供者の設備及び機器と相互接続することができることを確保する。

(a)　主要なサービス提供者が公衆電気通信の伝送網又は公衆電気通信の伝送サービスの提供者に一般的に提供する料金及び条件を含む接続約款

(b)　相互接続に関する協定に定める条件

8　1、2及び5から7までの規定は、不可欠な設備を管理する主要なサービス提供者についてのみ適用する。

9　主要なサービス提供者との相互接続に適用される手続は、公に利用可能なものとする。

10　主要なサービス提供者は、確実に、相互接続に関する協定又は接続約款を公に利用可能なものとする。

11　一方の締約国の区域内の主要なサービス提供者との相互接続を要請している他方の締約国の公衆電気通信の伝送網又は公衆電気通信の伝送サービスの提供者は、相互接続の適当と認められる条件及び料金があらかじめ設定されていない場合には、これらに係る紛争を合理的な期間内に解決するために、次のいずれかの時期に、当該一方の締約国の独立した国内機関（第十五節に規定する電気通信規制機関又は電気通信紛争解決機関を含む。）に申し立てることができるものとする。

(a)　随時

(b)　公に周知された合理的な期間の経過後

第十節　専用回線によるサービスの提供

1　一方の締約国は、自国の区域内の主要なサービス提供者が、他方の締約国の公衆電気通信の伝送網又は公衆電気通信の伝送サービスの提供者に対し、不当に不利又は不利益でない条件及び料金に基づいて専用回線によるサービスであって公衆電気通信の伝送サービスであるものを提供することを奨励するよう努める。

2　1の規定は、不可欠な設備を管理する主要なサービス提供者についてのみ適用する。

第十一節　ユニバーサル・サービス

各締約国は、自国が定義し、及び維持するユニバーサル・サービス義務を透明性のある、差別的でない及び競争中立的な態様で履行させるとともに、当該義務が自国の定める内容のユニバーサル・サービスを確保するために必要である以上に大きな負担にならないことを確保する。

第十二節　免許基準の公の利用可能性

1　電気通信サービスの提供のために免許が必要とされる場合には、締約国は、次の事項を公に利用可能なものとする。

(a)　全ての免許基準及び免許申請に係る決定を行うために通常必要とされる期間

(b)　個別の免許の条件

2　免許を拒否した理由は、請求があるときは申請者に通知する。

第十三節　独立の規制機関及び独立の紛争解決機関

1　各締約国は、自国の電気通信規制機関及び電気通信紛争解決機関がいかなる公衆電気通信の伝送網又は公衆電気通信の伝送サービスの提供者からも分離され、かつ、当該提供者に対して責任を負わないことを確保する。

2　各締約国は、自国の電気通信規制機関及び電気通信紛争解決機関が行う決定並びにそれらの機関が用いる手続が市場の全ての参加者について公平であることを確保する。

第十四節　希少な資源の分配及び利用

1　各締約国は、電気通信に係る希少な資源（周波数、番号及び線路敷設権を含む。）の分配及び利用に係る手続を客観的な、透明性のある、かつ、差別的でない態様で適時に実施する。

2　各締約国は、分配された周波数帯の現状を公に利用可能なものとする。ただし、政府の特定の利用のために分配された周波数の詳細を提供することは、要求されない。